

令和2年4月17日

魚沼市議会議長 遠藤 徳一様

議会運営委員会

委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和2年第1回定例会の課題について
(2) 令和2年第2回魚沼市議会定例会の運営について
(3) その他

- 2 調査の経過 4月17日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和2年第1回定例会の課題については、各会派等の意見を基に検討し、結果を全員協議会で周知することとした。
令和2年第2回魚沼市議会定例会の運営については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般質問の日程をできるだけ短縮したいという考えのもと、6月定例会に限り、持ち時間の制限を一人当たり30分とする。新型コロナウイルス感染症関連の質問が重複することも想定されるため、質問順、内容について議長、議会運営委員長において調整をする。調整のために通告期限を1日早めることを提案することとし、次回の議会運営委員会において決定することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和2年第1回定例会の課題について
- (2) 令和2年第2回魚沼市議会定例会の運営について
- (3) その他

2 日 時 令和2年4月17日 午後1時30分

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 なし

7 書 記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (13:30)

佐藤(肇)委員長 高野委員から遅刻の届出がありましたので報告します。定足数に達して
いますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これより議事に入ります。

(1) 令和2年第1回定例会の課題について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和2年第1回定例会の課題についてを議題といたします。

本件は、3月19日開催の全員協議会で提起し、課題として考えられる点について各会
派または無党派の方から事務局へ提出をいただき、提出された課題につきましては議長よ
り議会運営委員会で検討、協議するよう諮問されました。

また、4月3日開催の議長・委員長定例会議において、提出された課題については各会
派等から説明もいただきました。その上で、本課題の取扱いについては、まずは各会派、
無党派議員からご意見をまとめていただき、その後に議会運営委員会等で検討、協議する
こととされました。

本日は、提出いただいた各会派等からの意見がまとまりましたので、議会運営委員会と
してこれら意見を参考に一定の方向性を出し、結果については議長に報告し、全員協議会
で周知させていただきます。このような取扱いにしたいと思いますが、ご異議ございませ

んか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

それでは、資料が配付されておりますので事務局長から説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和2年第1回定例会の課題等について 各会派等の意見」により説明)

佐藤(肇)委員長 説明が終わりました。これより課題等について協議をしていただきたいと思ひます。休憩を取り、自由討議という形で進めさせていただきたいと思ひます。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (13 : 33)

休憩中に自由討議

<業者等を名指しして誹謗中傷すること>

- ・基本的に会議規則に則った形で対応していく以外ない。
- ・最終的には、使える権能の中でやっていくしかない。
- ・ルールにのっとりやって、使えるツールを使っていくということに尽きる。

【まとめ】

- ・ルールにのっとり、権能の中でやっていく。

<質問と質疑の違いについて>

- ・本会議で議題となっている事件に対する質疑は意見を付してはならないとなっているので、質疑に徹する。
- ・本会議での一般質問等は、通告から外れなければ意見を言うべきものと思ひている。
- ・委員会の質疑は全て自由に発言していいとなっている。聞きづらさや説明の長さなどについては、議員に簡潔明瞭にするようお願いするしかない。
- ・本会議では議長、委員会では委員長の采配が大事になってくる。整理権を使っていただき正してもらうことが大事。
- ・何を言っているか分からない部分は、議員個々のスキルである。質問と質疑について例を挙げた研修等を実施し、議員間の共通認識としてはどうか。傍聴者にも伝わるように努めていく。
- ・予算審査で数値を聞いておしまいという事例がある。それはその場で言わなくても、担当課に確認すれば済む話である。
- ・一般質問も、「私はこう思ひけれども、市長はどう思ひますか」というやりとりが本来のスタンスだと思ひますが、「これをどうする」「このことはどう思ひますか」など、聞くことだけの質問はどうかと思ひます。議員個々が意識してやっていきたい。
- ・他市議会では、議長・委員長が質問者に対して指摘して正している。

【まとめ】

- ・質問と質疑の違いについて十分留意し、簡潔明瞭にやっていくよう議員個々が心がける。

<議長・委員長の秩序保持権>

- ・具体的なガイドラインを検討してはどうかと考へたが、ハードルが高い気がする。研究

の余地はある。

- ・委員長の指示に従い、委員会運営を行うことが議員の使命であると考えているが、実際に運用する際に考えるところもある。
- ・退場の例がない。ガイドラインの検討をしていく必要があるのではないかと。
- ・今回は何回か注意があったが聞かなかった。過去にもあった。ガイドライン的なものや何らかの措置が必要と感じるところがある。今後議論してほしい。
- ・ガイドラインは難しい。その時の議論の流れもあるので、全て当てはめられるわけではない。議長または委員長の職権の範疇に任せるしかない。
- ・議長・委員長の采配に従うこと。秩序保持の権限は議長・委員長にある。
- ・神聖な議場で議長に対して失礼な言動だということで懲罰動議が出た事例があった。議員が持っている権能でやったこと。これらが前例、標準になって、この辺までは容認できたが、積み重なればそれ以上のボーダーラインができることもある。今後どうなったらという検討は必要かもしれないが、ガイドラインは難しい。
- ・議場を神聖な場所と捉えていただき、秩序保持権のある議長に対しては従う気持ちで臨む。

【まとめ】

- ・議長・委員長の秩序保持権を重んじ、指示に従う。

< 予算・決算の補足説明について >

- ・現状のままでよい。
- ・今回の提案も一つの案だと思う。他市議会でもやっていると思うので、その現状を見たと上で考えてもいいのではないかと。
- ・全員協議会で説明をすることはいいと思う。説明は特記すべき点や特徴を重点にしてもらうことでいい。
- ・現状維持でいい。インターネット放映もあり、住民に向かって説明ができる形である。
- ・予算は市長の所信表明を聞いてからの内容説明である。力が入っている部分は所信表明に入っている。提案されていない時点では踏み込んで説明もできないのではないかと。
- ・説明の仕方については、数字だけ読むのではなく重点的な内容を説明してもらいたいことを、議長を通じて当局に申入れをしてもらおうことでどうか。
- ・予算書の配付後に執行部から説明を受けることは、他市議会でも実施しているので、取り入れてはどうか。

【まとめ】

- ・補足説明については全員協議会という形ではなく、議員としての努力の範囲でやっていく。執行部からは、数字を読むだけではなく重点的な内容を説明してもらおうよう、議長から申入れをしてもらおう。

< 委員会付託審査事件の資料配付について >

- ・委員会開催時間より 30 分から 1 時間前に来て確認することで解決する。
- ・委員からの意見を集約するようなケースで、前日締切りということもあった。その場合、前日配付というわけにはいかない。

- ・理想は、前日配付
- ・資料を早く頂けることに越したことはないので、前日には配付してほしい。
- ・30分前に来て確認することはできるが、資料が多いときは読み込むことが精一杯で、十分な調査、審議をするための時間はないと感じる。
- ・膨大な量の資料のときは、聞いて終わりということがある。メール送信できるものであれば、そのような形で対応していただければありがたい。
- ・資料は、事務局と委員長の打ち合わせが終わった後に配られる。前日の午後に打ち合わせをすることが多い。前日は努力するが、前日の朝一番というのは難しい。

【まとめ】

- ・各委員長が、極力早く資料を配付できるように働きかける努力をする。

<委員会の資料要求について>

- ・現状のままでよい。
- ・参考文献のとおり、委員長から直接行うことでよい。

【まとめ】

- ・現状のとおりとする。

<閉会中の所管事務調査事項について>

- ・委員会のその他の中で委員から意見を聞いている。新しい事案が出てくることもあるので、どこかで吸い上げる必要はあるが、一任の決までは不要ではないか。裁量の範囲内できると思う。現状のままでよい。
- ・現状で特に問題があったのか。
- ・以前、そういう手続きをしていた記憶があった。
- ・手続きとして必要であるのなら、元に戻すことでどうか。
- ・委員長の職権でできるのではないか。必要ならその他の議題のところで委員が発言すればいい。今までどおりでよい。
- ・最初の委員会で問題点を抽出している。任期中、全委員の共通認識として生きているので、その都度諮らなくてもいいのではないかと思う。

【まとめ】

- ・現状のとおりとする。

<市長の附属機関、審議会、協議会等の会議録の公開について>

- ・賛成である。ある自治体では、庁舎の入口に行政書類が閲覧できるようになっていて、誰でもコピーできるようにしてある。市民が知りたい情報を公開してほしい。
- ・要求していく分には問題ない。
- ・公開を請求するのであれば、できるところからしてもらおう。

【まとめ】

- ・できる範囲のものを公開するように努力していただきたいことと、原則公開の部分については、できるだけ傍聴ができるように努力いただきたいと執行部に申入れる。

再 開 (14 : 54)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中に協議をいただきました。それぞれの課題についてのまとめにつきましては、休憩中にまとめたとおり、業者等を名指しして誹謗中傷することについては、ルールにのっとり、権能の中でやっていく。質問と質疑の違いについては、質問と質疑の違いについて十分留意し、簡潔明瞭にやっていくよう議員個々が心がける。議長・委員長の秩序保持権については、議長・委員長の秩序保持権を重んじ、指示に従う。予算・決算の補足説明については、全員協議会という形ではなく、議員としての努力の範囲でやっていく。執行部からは数字を読むだけではなく重点的な内容を説明してもらうよう、議長から申入れをしてもらう。委員会付託審査事件の資料配付については、各委員長が、極力早く資料を配付できるように働きかける努力をする。委員会の資料要求については、現状のとおりとする。閉会中の所管事務調査事項については、現状のとおりとする。市長の附属機関、審議会、協議会等の会議録の公開については、できる範囲のものを公開するように努力していただきたいことと、原則公開の部分については、できるだけ傍聴ができるように努力いただきたいと執行部に申入れるとします。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、以上まとめとさせていただきます。

（２）令和２年第２回魚沼市議会定例会の運営について

佐藤（肇）委員長 日程第２、令和２年第２回魚沼市議会定例会の運営についてを議題といたします。

新型コロナウイルス感染拡大により、７日に７都府県に対し緊急事態宣言が出され、また、昨日は全都道府県に対し緊急事態宣言が発令されました。市民の３つの密、密閉、密集、密接を避けるための市民の行動変容をより一層強める必要があるとされています。魚沼市議会においても、この取組を強化するため、６月議会の本会議の日数を４日から３日に減らすことについて、協議、検討いたします。なお、本件は４月１０日会派代表者会議で提起され、各会派の検討を依頼した経緯があります。

資料が配付されていますので、事務局長より説明を求めます。

佐藤議会事務局長 （資料「第２回定例会の本会議日数を４日から３日にするための方策（案）」「６月定例会の議会運営に関する意見」により説明）

佐藤（肇）委員長 定例会の本会議の日にちを１日減らせないかというのが主題の検討なわけですが、１日減らすのをどこを減らすかということ、一般質問が２日あるのを１日にできないかと、簡単に言えばそういうことだろうと思います。ですが、前回までの流れからいって十五、六人という人数で、単純に時間で短くしても１日では無理であるという数字がこれを見るとわかるかと思うので、それぞれの会派で考え方についてご意見を出していただいているんですけども、あくまでも大前提としては一般質問の発言を制限する、しゃべるなどか、何人で抑えるという話にはできないかと思います。会派で調整というのは別の問題ですけど、そういったことを考慮しながら、それぞれご意見をいただいているところで、またこれに追加の意見等があればここでお願いしたいと思います。

これから、しばらくの間、休憩し、自由討議とさせていただきます。

休 憩（15：01）

休憩中に自由討議

- ・今回の議会は、コロナ議会というくらい、特例中の特例という認識を持ちつつ一般質問に挑むべきだと思っている。具体的には、今は通告の先着順でやっているが、抽選順、コロナ優先順でやるべきだと思う。コロナの状況は一日一日で刻一刻変わる。通告の締切りまで練りに練って考えていただきたい。そういった意味で抽選順にしていいただきたい。また、優先的にコロナを先に発言していいただきたい。重複する事案もあろうかと思うので、そこは提出者と議長で調整をする。この部分はきちんと議論すべきだと思っている。それ以外の部分については、なるべく自粛、短縮していく。発言の制限はできないのでやめろとは言えないが、そのような形でやっていけば、かなり短縮できるのではないか。
- ・時間短縮することには賛成。こういう情勢があつて、議会として今臨時的な措置としてなるべく短時間にして、みんなが集まっている時間を少なくしようという緊張感を持った議会で、しかも30分という半分の時間で簡潔にやり取りをするということを事前によく周知をしたうえで、コロナ問題が中心となると思うが、議員がそれぞれの立場で十分な議論をすべき。線を引いて議論がなおざりになるようでは困る。緊張感を持った中で短縮をすれば引き締まった議会になる。結果的に時間も短くなると思う。良識の範囲に任せる。議論が白熱した場合には、会議時間の延長はありという立場で、人数を絞るということは好ましくないと思っている。
- ・今年度、計画等も目白押しである。委員会でもしっかりやっていかなければならないので、6月議会でしっかり質問しておきたいこともある。
- ・簡潔明瞭に短くする。してはいけないわけではない。やり方だと思う。抽選というのは発言順の抽選をするということ。
- ・非常事態である。簡潔明瞭にして時間を少なくすることはいいことだと思う。制限をするとかではなく、コロナ以外にも課題があれば簡潔に出していくべきだと思う。
- ・30分の範囲で、コロナ優先という案でいいと思う。
- ・コロナが一大事なのできちんとやろうという意味合い。ほかの項目も制限はできない。議員の良識でしてもらおう。
- ・一般質問と別枠でコロナだけの質問を設けるとするのは駄目か。
- ・時間短縮、短時間で終わらせるという意識が大事。コンパクトにやるということでは、人数制限より時間制限でするほうがよい。減らないということはないと思う。30分とすれば、そういう制限の中でかなり絞られたやり取りをする。こういう状況なので、きちんと早く切り上げるという意識があれば、短時間で終わる可能性があると思う。発言することが議員の仕事である。1日か半日かは安全性との兼ね合いで考えればいいが、できれば1日で終わらせたほうがいいのではないか。
- ・1日短縮するのか、半日を2日するのか、時間の制限をすれば可能であると思う。
- ・制限はできないが、減らすための努力ができるのかということである。

- ・議運からのお願いという発信でやるということであれば、意見を集約したことを今回限りということで検討を要請するくらい。
- ・コロナ1日、通常1日はできないか。こんなときだからこそ議会の中でしっかり聞いていかなければいけないと思う。一般質問とは違うという形で1日設けることはどうか。その代わりに通常の一般質問は1日にする。時間短縮にはならないが、一般質問は減らしたことになる。
- ・集合している時間を減らそうということが考え方の中心であるので、どうしたら全体の時間を短くできるかという話である。
- ・6月定例会に限って、時間をおおむね30分程度と決めて、内容等について同じようなものが出た場合は調整をお願いすることもある。この2点について了承できるか。
- ・重複の解消と論点の新鮮さという点で、今回に限って通告順でなく抽選順でやっていただきたい。
- ・通告順に受け付けて、場合によっては順序を入れ替えるということでは駄目か。調整をさせてもらうということはそういう意味もある。通告順が優先であるが、その後調整して変更する場合もあることを加えてお知らせする。
- ・通告期限を1日早めて、調整日を設ける。執行部には予定どおりの日に通告する。

再 開 (15:42)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。令和2年第2回魚沼市議会定例会本会議の一般質問については、予備日を入れて3日間が予定されています。予備日については考えないこととし、2日をできるだけ短縮したいという考えの中で、今回の6月定例会に限り、持ち時間制限を一人当たり30分とする。コロナ関連の質問もあるということで、質問順、内容について調整をさせていただくことがある。調整のために通告期限を1日早めさせていただく。以上3点について、異議ありませんか。（異議なし）そのように決定させていただきます。

本件については、以上といたします。

(3) その他

佐藤（肇）委員長 日程第3、その他を議題といたします。その他、委員の皆さんから何かありませんか。

しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (15:44)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15:50)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ご意見をお願いします。

佐藤（敏）委員 非常にコロナの事情は緊迫していて、4月の上旬、中旬から仕事をやめて社員を休ませている会社が結構あるし、社員を置いて明かりをつけていても、お客が来ないお店が非常にあって、緊迫度が増している中で、来月の11日までになんてことになるかと1か月もかかるので、その前に緊急事態があった場合は、当局との連携を取りながらあらゆる機会を捉えて必要に応じて会議を開くような段取りを、臨時議会なり全協なりを開くような体制を整えていただきたいと思います。

佐藤（肇）委員長 はい。ご意見として承ります。ほかにありませんか。（なし）ないようでしたら、事務局から何かありませんか。

佐藤議会事務局長 事務局から2点連絡させていただきます。1点目は、配付しました「緊急事態宣言下の本会議及び委員会の審議のあり方について」ということで、これが衆議院のほうで申し合わせされた内容となっております。内容的には、文書の2行目に書いてありますが、「議員間のクラスター発生の防止及び感染リスクの軽減」ということで、議員の皆様方の感染拡大を防ぐために、簡単に言えば半分の議員で済むところは半分の議員で本会議や委員会をします。今度新しい議場及び委員会室についてはモニターが付いていますので、私どももまだその機器の操作をどこまでできるかというのは、4月に説明を受けて、5月に実際やってみる予定ですが、技術的な面ではまだ職員が十分でない部分があるんですけども、一応ハード的にはここに書いてあるようなことができるような環境になります。議員の皆様方についても、今回の資料をお読みいただいて、今後の議会運営の参考にしていただきたいと思いますと思って配付させていただきました。

もう1点ですが、先ほど来引越しの関係で、この広神庁舎が基本的には5月1日以降は空にしておけということ、5月2日からはもう何もないようにしておけという引越しの方針です。議員の皆様方の手荷物がロッカー等に入っているものもあるかと思しますので、今日いらっしゃった方については、今日以降1日までの間に持って帰っていただきたいと思います。

渡辺委員 30日には何もないようにするんですか。

磯部議会事務局次長 できれば28日までに取りに来ていただければと思います。

大平委員 今回のこの文書のことなんですけれども、ハード的にはできるということなので、例えば委員会室は結構広めであるかと思えます。各委員のスペースをもうちょっと空けるような措置。あるいは必要に応じて本会議等は距離を置くような形を取るのが今の、一般の方々もそうですし、我々も先頭を切って見本を見せるというのも必要だと思いますので、議論すべきものではないかと思えます。ぜひ取り上げていただければと思います。

本田委員 レイアウトの問題なので事務局に一任します。全く無視はできない事案です。

佐藤（肇）委員長 供用開始までに、これからシミュレーションやってみるということですので、また調整を事務局でお願いして、11日になれば全協で行くわけですので、皆さんも確認できると思いますので、お願いします。

ほかにありませんか。（なし）ないようですので、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任願います。これで本日の議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会（15：55）